

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東204 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2015年6月12日
 【会社名】 アンリツ株式会社
 【英訳名】 ANRITSU CORPORATION
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 裕一
 【本店の所在の場所】 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
 【電話番号】 046(223)1111(大代表)
 【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 窪田 顕文
 【最寄りの連絡場所】 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
 【電話番号】 046(296)6517(ダイヤルイン)
 【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 窪田 顕文
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 8,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	2013年12月4日
効力発生日	2013年12月12日
有効期限	2015年12月11日
発行登録番号	25 - 関東204
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 30,000百万円

(30,000百万円)

(注) 残額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	アンリツ株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金8,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金8,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.447％
利払日	毎年6月19日および12月19日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、2015年12月19日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月19日および12月19日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間に対する利息を支払うときは、その半か年の日割りでこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）11．記載のとおり。</p>
償還期限	2020年6月19日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2020年6月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）11．記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2015年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2015年6月19日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保および保証は付されておらず、また、特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下、「担保提供」という。)を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が本欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下、「R & I」という。)から、A-の信用格付を2015年6月12日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03 - 3276 - 3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下、「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 株式会社三井住友銀行(以下、「財務代理人」という。)

財務代理人は、当社との間に締結した2015年6月12日付アンリツ株式会社第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約の定めに従い、本社債に係る事務の取扱を行う。

(2) 財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

当社が上記「償還の方法」欄第2項に違背したとき。

当社が上記「利息支払の方法」欄第1項に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項および第2項に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合には、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は直前の支払期日の翌日から期限の利益喪失日までの経過利息を付してただちに支払うものとする。なお、期限の利益喪失日に支払がなされなかった場合には、当社は、財務代理人に支払資金を交付後ただちにその旨を本(注)6.に定める方法により公告するものとする。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)および本(注)10.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 前号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下、「本種類の社債」と総称する。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定に基づく書面の交付を受け当該書面を提示したうえ、社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 発行代理人および支払代理人 株式会社三井住友銀行

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および上記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,200	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,200	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,200	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	400	
計	-	8,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
8,000	50	7,950

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額7,950百万円は、2016年3月期末までに、5,000百万円を設備資金に、残額を運転資金にそれぞれ充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日) 2014年6月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日) 2014年8月13日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第2四半期（自 2014年7月1日 至 2014年9月30日）2014年11月13日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第3四半期（自 2014年10月1日 至 2014年12月31日）2015年2月12日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2015年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2014年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2015年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2014年7月30日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を2014年9月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2015年6月12日）までの間において下記のとおり変更すべき事項が生じております。変更箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2015年6月12日）までの間において変更すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」は当該変更を反映し、記載したものです。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2015年6月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

（前略）

（3）海外展開に関するリスク

当社グループはグローバル・マーケティングを展開しており、米国、欧州、アジアなど世界各国で顧客密着力の向上を目指した積極的なビジネスを行っています。なかでも計測・産業機械事業等を合わせた海外売上比率は平成27年3月期実績で約73%を占めており、顧客の多くもグローバル規模で事業を展開しているため、海外諸国の経済動向、国際情勢の変化、遵守すべき法令対応や当社グループのグローバル戦略の進捗によって、財政状態及び経営成績に大きな影響をもたらす可能性があります。また、通信業界では合従連衡や事業再編がグローバル規模で行われ、勢力図が変化しております。その結果、主要顧客の設備投資動向が大きく変化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響をもたらす可能性があります。

（4）外国為替変動に関するリスク

当社グループの海外売上比率は平成27年3月期実績で約73%と高い比率となっています。当社では売掛金の回収などで発生する外貨取引への為替先物予約等によりリスク・ヘッジに努めておりますが、急激な為替変動は当社グループの財政状態及び経営成績に影響をもたらす可能性があります。

（後略）

[対処すべき課題]

今後の見通しにつきましては、世界経済は米州においては回復基調で推移するものと思われませんが、欧州・中国経済の動向や、東欧・中近東などにおける地政学的リスクの増大など不安定な要素を残しており予断を許さない状況です。また、技術革新、市場環境や競争関係の変化、金融情勢の動向に常に対応する必要があります。

当社グループはこのような市場環境を踏まえ、次の施策を展開してまいります。

主力の計測事業は、引き続き次の3つの市場に注力してまいります。世界各国で需要が拡大しているモバイル市場では、顧客との開発ロードマップの共有や技術サポートの強化により顧客密着度を高め、競争優位のポジションを確立します。ネットワーク・インフラ市場では、基地局網の拡大とスモールセル（基地局を補完する小出力でカバー範囲の狭い基地局）による高密度化が進展しており、これらネットワーク・インフラの増強に対応した製品を、グローバルに展開してまいります。エレクトロニクス市場では輸送機器、家電製品、社会インフラにまで多様な無線技術が応用されており、成長する分野で最先端の市場要求に対応した計測ソリューションを提供することにより事業拡大を目指します。また、グローバル調達体制の構築や、研究開発や顧客サポートの効率化を積極的に進め、更なる収益力の向上に努めます。

産業機械事業は、製品の高付加価値化、差別化戦略により市場を深耕してまいります。成長する海外市場では、地産地消戦略のもとサプライ・チェーンの最適化を図り、製品競争力、価格競争力、ローカル・エンジニアリング力などを強化し、グローバルに展開する大手食品メーカーとの関係を更に深めるとともに、新規顧客の開拓に努めます。

これらの経営戦略を着実に遂行するためには、阻害要因となるリスクを適切に管理・対処し、競争優位の源泉に変えていくことが重要です。このため、内部統制システムの整備により確立した国内外のグループ会社との連携を更に強化し、リスク・マネジメント・システムを高度化してまいります。また、監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

また、当社グループは誠実な企業活動を通じて社会的課題解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えており、CSR活動にも積極的に取り組んでおります。製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献をCSR活動の第一義に捉え、コンプライアンス、顧客満足（CS）、サプライ・チェーン・マネジメント、地球環境保護、ダイバーシティの尊重（女性や外国籍の従業員等の人材が活躍できる環境整備等）、人権・労働安全衛生など、さまざまな領域で企業に求められる役割を果たしてまいります。

仕事と育児等の両立支援については、出産・育児の前後における休暇・休業・職場復帰制度、時短勤務制度等の諸制度を設けるなど、職場環境の整備に積極的に取り組んでいます。諸制度の利用を希望する者が、性の別を問わず、共に安心して仕事と育児等の両立が図れるように、全社員に対し、関連する情報の提供・周知、意識啓発等を行い、理解促進に努めてまいります。なお、2014年度末時点におけるグローバルにみた女性の活躍状況は以下のとおりです。

	日本	米州	EMEA	アジア他	全社計
全社員に占める女性社員の比率 <女性社員数/全社員数>	13%	30%	21%	26%	19%
男性の幹部職登用率を100とした女性の幹部職登用率 <(女性幹部職数/女性社員数)/(男性幹部職数/男性社員数)>	9%	56%	72%	66%	44%

(注) EMEA (Europe, Middle East and Africa): 欧州・中近東・アフリカ地域

(後略)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アンリツ株式会社 本店

(神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。